

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2026年10月13日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

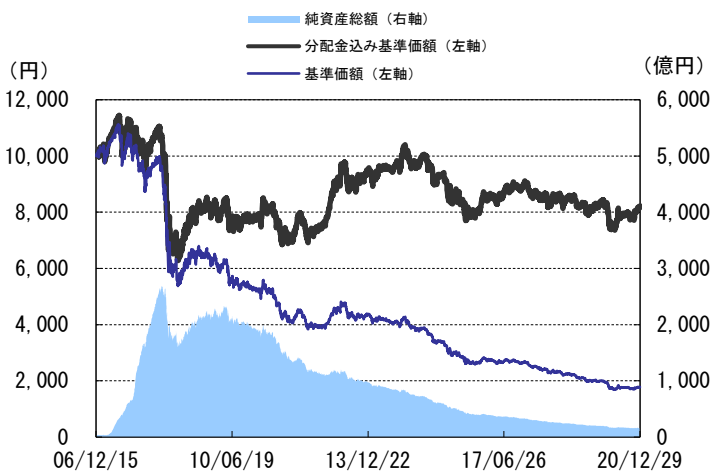
【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、
 それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を
 約束するものではありません。

<基準価額の推移>



※分配金込み基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものを表示しています。
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

<資産構成比率>

マルチカレンシーファンド クラスB	98.6%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.3%

<分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

	設定来合計	直近12期計	20・1・14	20・2・12	20・3・12	20・4・13	20・5・12
分配金	6,680円	180円	20円	20円	20円	20円	20円
基準価額	-	-	2,000円	1,939円	1,780円	1,747円	1,708円
	20・6・12	20・7・13	20・8・12	20・9・14	20・10・12	20・11・12	20・12・14
分配金	20円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	1,755円	1,752円	1,763円	1,759円	1,733円	1,751円	1,768円

基準価額：1,784円

純資産総額：162.22億円

<基準価額の騰落率>

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
2.34%	6.00%	5.30%	-2.31%	-8.58%	-17.73%

※基準価額の騰落率は、分配金（税引前）を再投資し計算しています。

<基準価額騰落の要因分解>

前月末基準価額	1,753円
当月お支払いした分配金	-10円
為替	
コロンビアペソ	5円
オーストラリアドル	5円
ニュージーランドドル	2円
カナダドル	2円
メキシコペソ	1円
ノルウェークローネ	4円
アメリカドル	-1円
韓国ウォン	1円
トルコリラ	9円
チリペソ	12円
債券要因	
インカムゲイン	5円
キャピタルゲイン	-2円
その他	-2円
当月末基準価額	1,784円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

チリペソ	10.5%
コロンビアペソ	10.4%
メキシコペソ	10.3%
トルコリラ	10.1%
韓国ウォン	10.1%
ノルウェークローネ	9.9%
ニュージーランドドル	9.9%
オーストラリアドル	9.8%
カナダドル	9.6%
アメリカドル	9.3%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

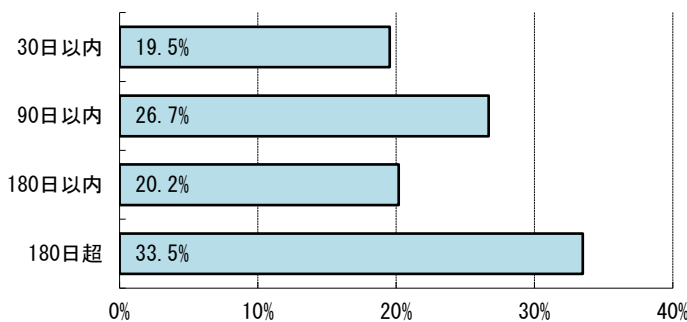
<格付別構成比>

短期金融商品	P-1	20.7%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	48.6%
	Aa	24.0%
	A	6.7%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aa1

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	63.5%
社債・その他	36.4%
社債	25.0%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	11.4%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	2.67%
ポートフォリオの平均残存日数	134日
組入債券の銘柄数	27銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【カナダ】

カナダドルは、カナダの住宅着工件数、小売売上高などが市場予想を上回ったことや、欧米での新型コロナウイルスワクチンの接種開始により感染収束への期待が高まり、リスク回避の円買いの動きが和らいだことなどから、円に対して上昇しました。カナダの主要産品である原油の価格が上昇したこともカナダドル買いの支援材料となりました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは、ノルウェーの主要産品である原油の価格が上昇したことや、ノルウェーの中央銀行が従来想定よりも早期の利上げを示唆したこと、欧米での新型コロナウイルスワクチンの接種開始により感染収束への期待が高まり、リスク回避の円買いの動きが和らいだことなどから、円に対して上昇しました。

【アメリカ】

アメリカドルは、円に対して下落しました。欧米での新型コロナウイルスのワクチン接種や、米国の追加経済対策法案の協議進展を受けた米国長期金利の上昇などがアメリカドル買いの要因となったものの、12月12日終了週での週間新規失業保険申請件数が市場予想を上回って増加したことや、米国連邦公開市場委員会（FOMC）後の声明で米国連邦準備制度理事会（FRB）による量的緩和継続が確認されたことなどから、円に対して下落しました。

【メキシコ】

メキシコペソは、対円で前月末の水準から概ね変わらずとなりました。当月は、欧米での新型コロナウイルス・ワクチンの接種開始がもたらしたポジティブな市場心理を受けて相対的にリスクの高い資産クラスが総じて上昇しましたが、メキシコペソはその恩恵を受けることができませんでした。メキシコの国内経済は依然として低迷しており、10月の経済活動指数や小売売上高などは市場予想を下回りました。メキシコの中央銀行には利下げ余地が残っていますが、当月は政策金利を据え置きました。

【チリ】

チリペソは対円で上昇しました。欧米での新型コロナウイルス・ワクチンの接種開始がもたらしたポジティブな市場心理を受けて、相対的にリスクの高い資産クラスが総じて上昇しました。チリ国内では景気回復が勢いを増しており、10月の鉱工業生産、製造業生産、小売売上高は市場予想を上回りました。中国経済の回復が続いていることによって、チリの主要産品である銅の旺盛な需要の表れが反映されているとみられます。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは、オーストラリアのGDP成長率、貿易黒字額などが市場予想を上回ったことや、オーストラリアの主要産品である鉄鉱石などの資源価格が堅調となったこと、欧米での新型コロナウイルスワクチンの接種開始による感染収束への期待から、リスク回避の円買いの動きが和らいだことなどを受けて、円に対して上昇しました。

【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは、ニュージーランドのGDP成長率が市場予想を上回ったことや、ニュージーランドの主要貿易相手国である中国の経済指標が堅調となったこと、欧米での新型コロナウイルスワクチンの接種開始により感染収束への期待が高まり、リスク回避の円買いの動きが和らいだことなどを受けて、円に対して上昇しました。

【韓国】

韓国ウォンは、堅調なリスク・センチメントと好調さが継続している韓国の国内景気を追い風に、対円で上昇しました。11月の製造業購買担当者景気指数（PMI）は、生産と新規受注の拡大を受けて前月を上回りました。新規受注などの項目別サブ指数の強さは国外環境の堅調さと概ね一致しており、このことから鉱工業生産の拡大は2021年第1四半期も継続するとみられています。

【トルコ】

トルコリラは、市場のリスク選好姿勢の強まりを受けて新興国通貨が概ね堅調となるなか、対円で上昇しました。また、トルコの中央銀行が市場予想を上回る主要政策金利の大幅な引き上げを実施し、インフレに対して断固たる姿勢で臨むことを市場に示したことも、同国通貨の下支え要因となりました。12月の消費者物価指数（CPI）は現行の政策金利水準を下回っており、市場参加者を安心させられるだけの実質利回りを提供しているとみられます。

【コロンビア】

コロンビアペソは対円で上昇しました。欧米での新型コロナウイルス・ワクチンの接種開始がもたらしたポジティブな市場心理を受けて、相対的にリスクの高い資産クラスが総じて上昇しました。コロンビア国内では堅調な原油価格が経済の追い風となっており、これによる消費者心理へのポジティブな効果から10月の小売売上高はプラスとなりました。しかし、経済の他の分野は総じて低迷が続いており、コロンビアの中央銀行は景気刺激策が依然必要であるとして、政策金利を据え置きました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額は前月末比で上昇しました。当月は、新型コロナウイルスワクチンが認可され、ワクチン接種が開始されたことを背景にリスクセンチメントが引き続き下支えされました。チリペソ、トルコリラ、コロンビアペソ、オーストラリアドルなどが相対的に好調なパフォーマンスとなる一方で、米ドルは安全資産としての地位を背景に軟調な推移となりました。また、現地通貨建債券市場は底堅く推移しました。

◎今後の見通し

米国では、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、前例のない規模の経済対策や金融刺激策の実施にもかかわらず、第2四半期のGDPは急激に縮小し年率換算で前期比31.4%減となりました。初夏に入り、新型コロナウイルスの感染率の低下に伴い移動規制も緩和された結果、個人所得が政府の支援金により押し上げられるなかで、第3四半期のGDP成長率が季節調整済み年率換算（SAAR）ベースで前期比33.1%増加するなど経済活動は回復に向かい始めましたが、ソーシャルディスタンスが励行されたことから、感染拡大前の水準に比べれば抑制された状態が続きました。夏の間に新規感染者数が再び増加したことから、多くの州でマスク着用の義務化などの対策がみられました。冬に近づくにつれ、新型コロナウイルス新規感染者数の増加が加速し続け、米国での総感染者数は今や2,000万人を突破しており、死者数は35万人を超えています。その結果、多くの州が移動規制を一段と強化し、ニューヨークなど一部の大都市圏で全面的な経済ロックダウンが再び実施される可能性が出てきています。しかし、2種類の新型コロナウイルスワクチンの緊急使用が承認されたことによって経済正常化への回帰に希望がみえてきています。とはいえ、ワクチンが感染拡大へ有意な影響を及ぼすのに十分な接種の実施までには数ヵ月かかり、移動規制が解除されるまでにはさらに数ヵ月を要することになるでしょう。一方で、感染の再拡大が米議会を団結させ、9,000億米ドル規模の新型コロナウイルス追加経済支援策がようやく承認されました。米大統領選挙に続いて上院議員選挙はまだ決着がついておらず、政治動向に注目が集まっています。ジョージア州の上院決選投票の結果が、2021年においてより大規模な追加経済対策可決の可能性に大きな影響を及ぼすことになる可能性があります。

米国の金利見通しについては、新型コロナウイルスワクチンの接種開始は、2021年後半における経済活動の正常化にとって好ましい前兆であることには間違いなく、最終的に米国債利回りが上昇に向かうとみています。しかし、ワクチンの大規模な展開時期は依然として不透明なままであり、感染再拡大に対する目先の懸念と相まって、短期的に米国債利回りの本格的な上昇は抑えられる可能性が高いでしょう。米連邦準備制度理事会（FRB）に関しては、（一定期間はインフレ率目標の2%を上回ることを容認する）平均インフレ目標を導入しており、極めて緩和的な金融政策スタンスを維持し、新型コロナウイルス感染拡大の影響が景気回復を再び脅かす恐れがある場合には、異例の措置を拡大する可能性が高いと考えられます。足元では追加経済対策が承認されたことで、差し迫った追加金融緩和の必要性は低下しています。

欧州では、新型コロナウイルス感染再拡大の深刻さを受けて、欧州数カ国の政府は感染拡大を食い止めるために様々なロックダウン（都市封鎖）措置を再導入することを余儀なくされました。サービス業界は不可避の圧力にさらされており、12月のサービス業購買担当者景況指数（PMI）は低迷しましたが、11月からは改善しています。対照的に、製造業PMIは中国を中心にアジアからの好調な需要の恩恵を引き続き受けて、景気の拡大・縮小の分岐点である50を依然として上回っており、製造業セクターでの景気拡大が継続していることが示唆されています。ワクチンの大規模な展開が迫っていることを受けて、今後数四半期における経済活動の見通しは改善していますが、2020年第4四半期のユーロ圏域内総生産（GDP）統計では経済活動の急激な落ち込みが示されるのは確実でしょう。各国政府は2021年に入ってもソーシャルディスタンス措置を維持する可能性が高く、急速な景気回復は2021年第2四半期までずれ込むことになるでしょう。欧州連合（EU）加盟国首脳が合意した7,500億ユーロ規模の「次世代のEU」復興基金に基づく財政刺激策の真価が足元で試されており、ポーランドとハンガリーの首相は当該財政刺激策に対して拒否権を発動しましたが、ドイツのメルケル首相の仲介により妥協点が見出され、2021～2027年の中期予算枠組み及び7,500億ユーロの復興基金のタイムリーな執行に向けた道が開かれました。復興基金の執行は、「法の支配」のメカニズム自体の効力に関する欧州司法裁判所の裁定によっても左右されることになるでしょう。金融政策に関しては、欧州中央銀行（ECB）は市場予想通り、追加緩和を決定しました。ECBは「パンデミック緊急購入プログラム（PEPP）」の資産購入枠をさらに5,000億ユーロ増額し1兆8,500億ユーロにするとともに、資産購入期間を9ヵ月延長し2022年3月までとすることを決定しました。これまで金融面で膨大な景気刺激策が実施されてきたにもかかわらず、インフレ見通しは極めて良好であることから、さらなる金融緩和の可能性は完全には除外できないでしょう。

英国では、新型コロナウイルスの感染再拡大や感染力がより強い変異種の出現を受けて、英国政府はソーシャルディスタンス規則を大幅に強化し、必要不可欠なセクター以外の大半のセクターを再び一時的に閉鎖することを余儀なくされました。スナク財務相は主要な雇用支援策である「コロナウイルス雇用維持制度」を延長し、ワクチンの大規模な展開が進むまでの間、雇用維持制度を継続すると発表しました。英国とEU間の貿易交渉が土壇場で合意に達したことを受けて、EU加盟各国政府及び英国下院はブレグジット（英国のEU離脱）後の英国・EU間の貿易協定を速やかに承認しました。これにより、4年半に及ぶブレグジットプロセスに正式に終止符が打たれ、英国とEUの新たな協力関係が築かれました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

オーストラリアでは、新型コロナウイルス感染拡大の第2波の終息が宣言されたことを受けて、経済活動が着実なペースで回復に向かい始めました。ビクトリア州の一部地域で実施された厳格なロックダウン規制は解除されており、12月のサービス業PMIは回復しています。製造業PMIも上昇傾向をたどっています。11月の小売売上高（速報値）はビクトリア州における小売販売の大幅増がけん引し顕著に回復しました。オーストラリアと中国の貿易摩擦が激化し、中国はオーストラリアからの石炭輸入を一時的に停止するとともに、オーストラリアからのその他の輸入品に対して複数の報復関税を課しています。オーストラリアの11月の石炭出荷量は急落しており、貿易統計には、豪中貿易摩擦による顕著な影響があらわれてくる可能性が高いでしょう。鉄鉱石についても輸出量の落ち込みは一時的なものとなる可能性が高いと思われますが、オーストラリアの国際収支への影響は大きなものとなるでしょう。

ニュージーランドでは、新型コロナウイルス感染者数が少ない環境下で、極めて緩和的な金融政策と財政政策のポリシーミックスの実施によって力強く下支えされるなか、経済活動が回復を続けています。第3四半期の国内総生産（GDP）成長率は前期比で14%増加し、国内総生産高は新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回りました。しかし、第4四半期以降は、国際観光収入や旅行サービス全体に関連する売上の縮小による影響が反映されることは明らかです。金融政策面では、「貸出向け資金供給プログラム（FLP）」が導入され、銀行の資金調達コストを低減し、金融政策効果の波及経路を強化することにより市場金利を低下させることを目的としています。しかし、FLPは不動産価格の上昇を引き起こす要因にもなっており、バブル化した住宅市場を沈静化するために、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は、高リスクの住宅ローンに対する規制を2021年3月から再導入することを検討しています。

ノルウェーでは、新型コロナウイルスの第2波が到来しましたが、欧州の他地域とは比較にならないほど感染拡大は緩やかであるように見られています。しかし、11月及び12月にソーシャルディスタンス規制が強化され、第4四半期の経済成長ペースがやや鈍化することは避けられないでしょう。ノルウェー銀行（中央銀行）は、直近の金融政策決定会合で政策金利を長期間にわたり超低水準に据え置くことにより、金融不均衡の拡大を招く可能性があるとの懸念を表明し、経済活動が正常に戻り次第、金利の正常化プロセスを開始する用意があることを示唆しました。しかし、現在の不確実な環境下では2021年末まで政策金利を現行水準に据え置くことが妥当であり、利上げは2022年の第1四半期以降になる見込みとしています。ノルウェー銀行が新たに策定した今後の金利の道筋を巡る指針では、2023年末までにさらに3回の利上げが実施され、政策金利は1%に引き上げられることが示唆されています。

カナダでは、10月以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が大幅に増加したことから、各州政府はソーシャルディスタンス（安全な対人距離の確保）規制の強化を余儀なくされました。厳格な規制の実施は経済活動に大きな影響を及ぼすと予想されていましたが、最新の指標では移動が正常化しつつあることが示されています。2020年前半の感染拡大第1波では今回よりもはるかに多くの経済分野が規制対象になっていたことから、新規規制の経済活動への悪影響は小さくなることが期待されています。主にサービスセクターが対象とされており、レジャー産業やホスピタリティ産業が影響を大きく受けるとされる一方で、製造業セクター、建設セクターなどに対する影響は軽度にとどまる可能性が高いでしょう。今後の見通しが依然として極めて不透明であることを踏まえて、カナダ銀行（中央銀行）は、カナダ経済は少なくとも2023年まで潜在成長率を下回る成長が続くと予想しており、今後しばらくの間、経済を下支えするために異例の金融政策が必要となることを示唆されています。

新興国市場では、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し続けていることが、引き続き最も差し迫ったリスクとなっています。多くの新興国における感染拡大の予想される程度や深刻度に関しては依然として不透明な要素が多くありますが、新型コロナウイルスワクチンの治験が成功したことで希望が見えてきており、新興国経済が正常な状態に戻る上で極めて重要になるでしょう。短期的には、感染拡大が今後数ヶ月間にわたり金融市場の心理に影響を及ぼし続けると予想しています。一部の新興国では新型コロナウイルスの感染が再拡大するなか、新興国経済の回復はワクチンが大規模に供給されてからとなり、何ヶ月も先になる可能性が高いでしょう。ワクチンの大規模供給が実現すれば、当ファンドが予測する新興国市場の長期的なマクロ経済トレンドが回帰すると予想しています。

世界的に経済成長が鈍化している状況下で、新興国市場の相対的に高い経済成長が、依然として投資家を引き付ける要因となる可能性が高いでしょう。国際通貨基金（IMF）による世界経済見通しでは、2020年における先進国市場の経済成長率が5.8%縮小する一方で、新興国市場の経済成長率は3.3%の縮小にとどまると予想されています。また、2021年には世界経済が比較的急速に回復し、新興国市場が再び先進国市場を上回るペースで経済成長を遂げると見込まれています。為替レート下落によるコストプッシュインフレ（原材料費や賃金の急激な上昇により引き起こされる物価上昇）のリスクはあるものの、需要の大幅な減少に対する懸念が、中央銀行の動きを左右する要因になると予想しています。先進国市場の中央銀行が実施する極めて緩和的な金融政策に下支えされ、新興国市場の中央銀行は緩和モードを継続する可能性が高く、新興国資産クラスにとってさらなる追い風になるとみているため、金融緩和余地が残る実質利回りが高い国を引き続き選好しています。新興国通貨はバリュエーション（価値評価）が依然として魅力的な水準であり、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しリスク選好が十分に回復すれば、現地通貨建て新興国債券のパフォーマンスを押し上げる要因になると考えています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2026年10月13日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.2%(税込)=22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくこととなります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>	
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し年率0.96905%(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。

当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴ない、実質的な信託報酬率も変動します。

その他の費用・手数料

目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.nikkoam.com/ 〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様
に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様へ「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○	
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
a uカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
株式会社SMB C信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州F G証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
九州F G証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北部信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号	○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿産業信用組合	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第270号	○		
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
くんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
須賀川信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第38号			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号		○	
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第47号			
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第41号			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第50号			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第19号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○		
社の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

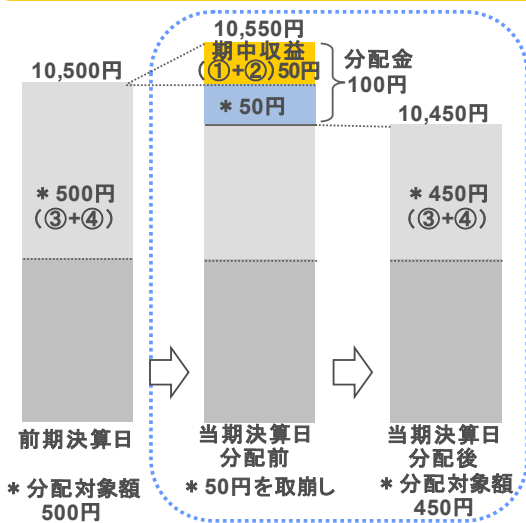
投資信託で分配金が支払われるイメージ



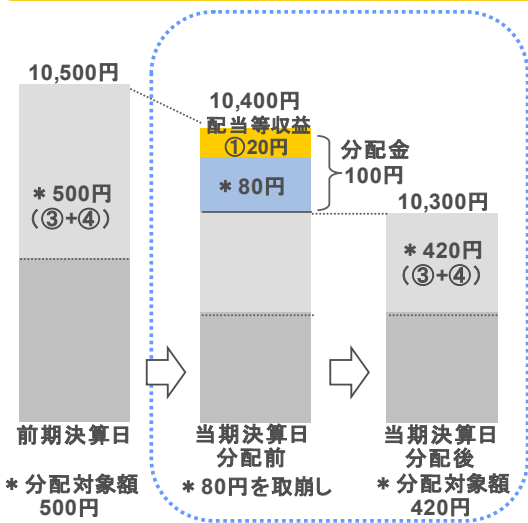
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



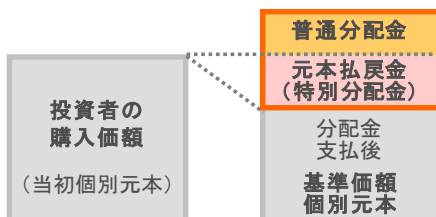
前期決算から基準価額が下落した場合



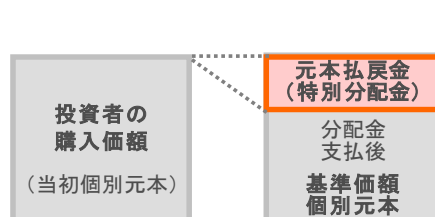
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。